

基本目標

4

尊厳あるくらしを支援します

施策13 権利擁護・虐待防止の推進

地域において高齢者の権利擁護ネットワークを構築することは、高齢者一人ひとりが個人として尊重され、安心して生活できる地域社会の実現につながると考え指標としました。

指標名	現状 (平成22年度)	目標 (平成26年度)
高齢者の権利擁護ネットワーク(地域版)の構築	0か所	3か所 (9か所の高齢者総合相談センター3か所1区域とし、各区域に1か所)

施策 13 権利擁護・虐待防止の推進

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、尊厳ある暮らしの実現ができるよう支援します。成年後見制度のさらなる周知と利用しやすい環境づくりを行うとともに、地域の高齢者総合相談センターを核とする総合的なネットワークの構築による虐待防止に向けた相談体制の充実を推進します。

1 現 状

① 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度は、介護保険制度の開始と併せて平成12年にスタートしました。区では、平成19年度に、新宿区社会福祉協議会の中に新宿区成年後見センターを設置し、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）との連携により成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発、相談支援を行ってきました。成年後見センターでは、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を行う他、地域で講座等を開催し普及を図っています。
- 専門相談件数の平成23年度目標を年間170件としていましたが、平成22年度実績で180件と目標を上回っています。しかし、区政モニターや「高齢者の保健と福祉に関する調査」では、成年後見センターの認知度は、まだ高いとはいえない状況にあります。
- また、今後増加する成年後見へのニーズや市民としての立場で、専門職とは異なる身近な関係を活かした支援やきめ細かな対応が、より必要とされる事例等に対応していくために、東京都とも協力しながら市民後見人（社会貢献型後見人）の育成に取り組んでいます。都の後見人養成講習修了者の区登録者数については、平成23年度に20名を目標としていましたが、平成22年度の実績で22名と、目標を達成しています。平成23年度には、区の登録者から市民後見人（社会貢献型後見人）として4名が受任し、活動しています。
- 判断能力が十分でない高齢者の地域生活を支えるために、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の活用も有効です。成年後見センターでは、この事業を併用し成年後見制度の利用促進を図っています。

② 高齢者虐待の防止

- 平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、養護者による高齢者虐待防止及び虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対する相談、指導、助言を行うこととなりました。区では、高齢者虐待の通報・相談先として高齢者総合相談センターを位置づけ対応しています。通報はケアマネジャーなど、介護サービス関係者から寄せられることが多く、外部の目が発見

- のきっかけとなっていることがわかります。また、虐待を受けている高齢者の多くに認知症の症状が見られます。
- 高齢者総合相談センターでは、虐待の防止や早期発見、認知症への理解の促進などの取り組みを行っています。また、介護者による虐待防止、施設従事者等による虐待防止のための関係者向けの実務マニュアルの作成及び高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会による関係機関との連携強化を図ってきました。そして、虐待防止、孤独死防止等、課題別に行われていた会議体を高齢者の権利擁護の問題と位置づけ、平成21年度に総合的な権利擁護ネットワーク協議会に再構築しました。
 - 高齢者虐待への対応として、必要に応じて区長申立による成年後見審判請求や老人福祉法に基づく措置による施設入所などの対応をとっています。

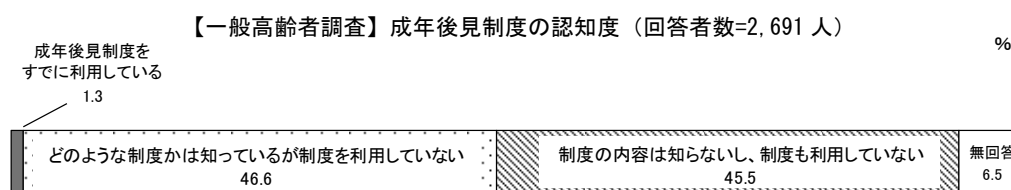
3 消費者被害の予防等

- 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、関係機関が連携して、情報発信、普及啓発に取り組んでいます。

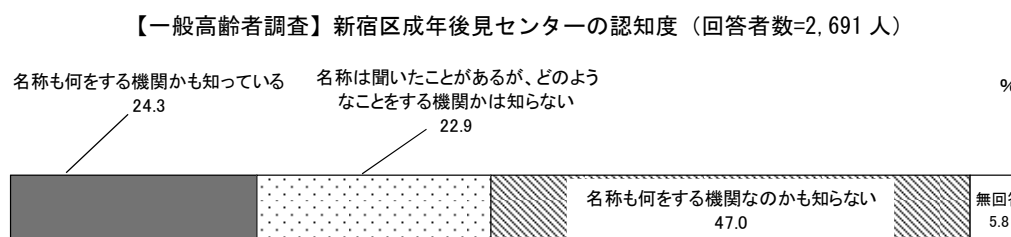
平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

成年後見制度・成年後見センターの認知度について

成年後見制度の認知度を65歳以上の一般高齢者について調べたところ、「どのような制度かは知っているが制度を利用していない（46.6%）」「制度の内容は知らないし、制度も利用していない（45.5%）」と回答した人が、それぞれ約半数となっています。【一般高齢者調査】

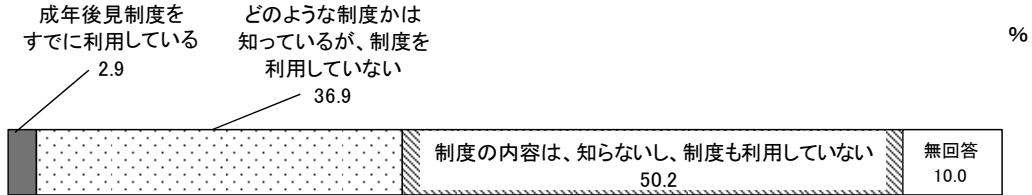


また、新宿区成年後見センターについては、「名称も何をする機関かも知っている」と回答した人は24.3%、「名称も何をする機関なのかも知らない」と回答した人は47.0%となっています。【一般高齢者調査】



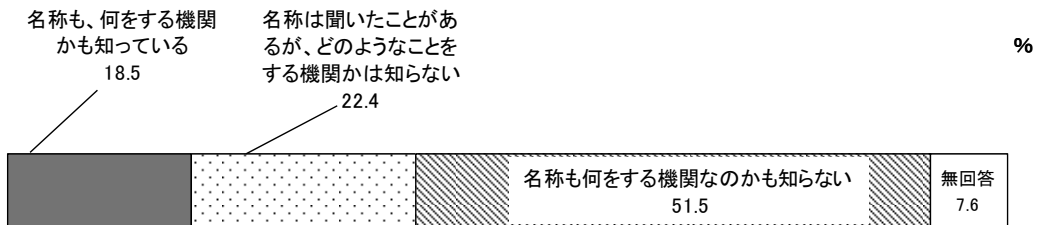
一方、居宅サービス利用者では、成年後見制度について、「どのような制度かは知っているが、制度を利用していない」と回答した人の割合が36.9%と一般高齢者より低く、「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」と回答した人は50.2%と一般高齢者より高くなっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】成年後見制度の認知度（回答者数=946人）



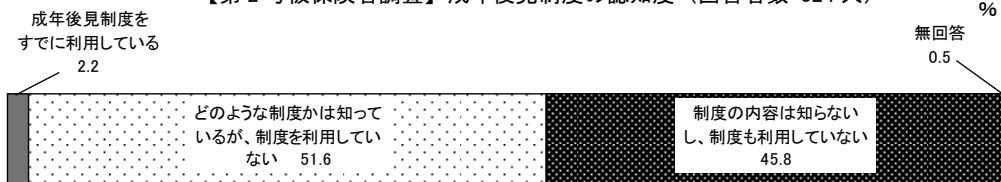
また新宿区成年後見センターについても「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人の割合が18.5%と、一般高齢者より低くなっています。【居宅サービス利用者調査】

【居宅サービス利用者調査】新宿区成年後見センターの認知度（回答者数=946人）



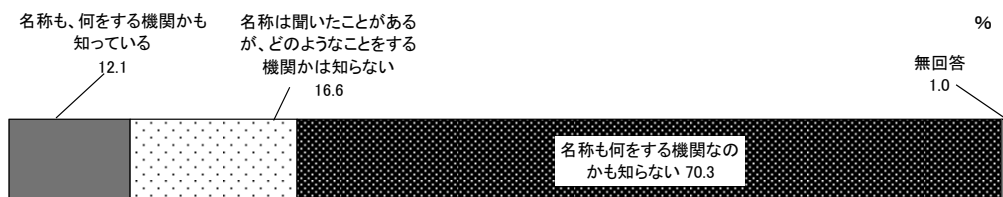
また、第2号被保険者では、成年後見制度について、「どのような制度かは知っているが、制度を利用していない」と回答した人の割合が51.6%と一般高齢者より高く、「制度の内容は知らないし、制度も利用していない」と回答した人は45.8%となっています。【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】成年後見制度の認知度（回答者数=824人）



新宿区成年後見センターについては「名称も、何をする機関かも知っている」と回答した人の割合は12.1%と、一般高齢者より低くなっています。【第2号被保険者調査】

【第2号被保険者調査】新宿区成年後見センターの認知度（回答者数=824人）



2 課 題

- 今後の高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者数も増加することが予想される中、高齢者の権利を守るために成年後見制度のさらなる普及・啓発と制度活用の相談・支援が必要です。
- 引き続き市民後見人（社会貢献型後見人）を育成していくとともに、市民後見人受任と受任後の支援（監督及び活動支援）の充実に向けた検討が必要です。また、親族、専門職を含めた、広く成年後見人等の活動を支える地域の連携が求められます。
- 高齢者虐待防止に関しては、関係機関が幅広く集まり、権利擁護全般について協議するネットワーク（権利擁護ネットワーク協議会）とともに、地域における個々の問題解決を行うため、高齢者総合相談センターが中心となって、地域単位での権利擁護に関するネットワークを構築し、虐待の早期発見、相談対応を行っていく必要があります。
- 虐待の発見・通報に、機動的に対応していくしくみをさらに整えていく必要があります。
- 高齢者虐待は、介護者から受けるケースが多く、虐待を防止するためには、介護者等への支援を充実させていく必要があります。
- 虐待で保護等を必要と判断されるケースでは、より複雑で専門的な内容が多くなってきており、弁護士等の専門職との連携が必要となっています。
- 高齢者の消費者被害の予防・救済・再発防止に向けては、関係機関が連携して、さらに情報発信、普及啓発に取り組むことが重要です。

3 今後の取組みの方向性

① 成年後見制度のさらなる周知と後見支援体制の充実

- 成年後見制度の一層の周知を図るとともに、成年後見センターと高齢者総合相談センターの連携を推進します。
- 市民後見人（社会貢献型後見人）の活用を推進するとともに、後見人受任後のバックアップ体制を充実させるとともに、成年後見人等が地域の社会資源との連携を維持しながら活動できるよう、支援に努めます。

② 地域における権利擁護ネットワークの構築及び課題解決に向けた諸施策の推進

- ケアマネジャー等による高齢者虐待の発見・通報により速やかに対応する体制を整え、虐待の実態把握と具体的防止策の充実に努めます。
- 3か所の高齢者総合相談センターを1つのブロックとしてブロック毎に関係機関、団体等が一体となった権利擁護の総合的なネットワークを構築します。そして、連携体制を強化していくことにより、地域の高齢者総合相談センターがそれぞれの相談圏域の核として機能できるよう相談・対応の充実を図ります。

- 地域の高齢者総合相談センターが、地域包括ケア会議等に際し、必要に応じて弁護士等の専門職からスーパーバイズ（助言・指導）を受けられる体制の強化を基幹型高齢者総合相談センターが行い、高齢者の権利擁護を推進します。
- 基幹型高齢者総合相談センターは、地域での対応事例をふまえたノウハウ等を広く関係機関と共有できるよう新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を活用するとともに、地域単位のネットワークの構築を支援し連携を図っていきます。
- 虐待の発生につながらないように、介護者のリフレッシュやストレスを解消するための事業を充実させます。

3 消費者被害防止に向けた諸施策の推進

- 介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センターなどからなる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法被害を早期発見、消費生活センターへ通報することにより、早期回復を図ります。また、高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発に努めます。

4 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画(平成24～27年度)の計画事業

成年後見制度の利用促進(福祉部地域福祉課、新宿区社会福祉協議会)		
	23年度末見込	26年度 目標
<p>認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守るための成年後見制度の普及啓発(広報紙、講演会、相談会等)、専門家による相談、訪問相談を行います。</p> <p>また、市民後見人(社会貢献型後見人)をめざして育成を図ってきた後見人等養成講習修了者の後見人等の受任を支援していきます。</p>	<p>成年後見制度の内容を理解している人の割合 35%</p> <p>成年後見・権利擁護専門相談件数 年間 180件</p>	<p>成年後見制度の内容を理解している人の割合 42%</p> <p>成年後見・権利擁護専門相談件数 年間 200件</p>

○その他の事業

事業名(担当課)	事業概要
<p>悪質商法被害防止ネットワーク (地域文化部消費者支援等担当課)</p>	<p>民間の介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて早期回復を図ります。</p>
<p>消費者講座 (地域文化部消費者支援等担当課)</p>	<p>高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発を行います。</p>

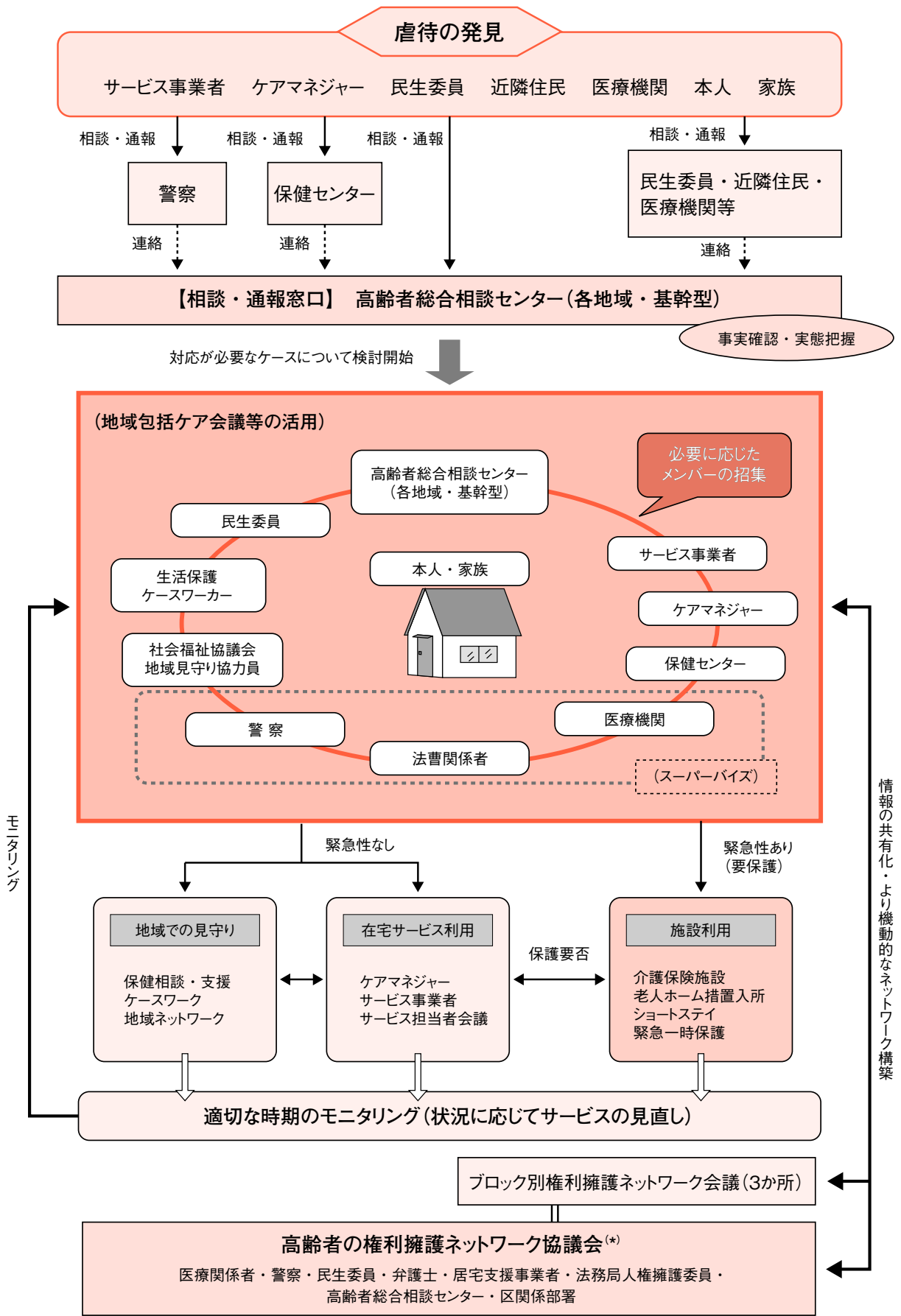
事業名(担当課)	事業概要
老人福祉施設への入所等措置 (福祉部高齢者福祉課)	心身上の障害、家庭環境、経済上の理由により、在宅で生活することが困難な65歳以上(特別の場合は60歳以上)の人を養護老人ホームへ入所措置します。
高齢者の権利擁護の普及啓発 (福祉部高齢者福祉課)	高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や関係者を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心をみんなで守る、地域支えあいのしくみづくりに結びつけていきます。
成年後見審判請求事務等 (福祉部高齢者福祉課)	身寄りのない判断能力の不十分な高齢者が、成年後見制度を利用できるよう、親族に代わって区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である人に対して後見人等への報酬の助成を行います。
虐待の早期発見・相談 (福祉部高齢者福祉課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口とし、高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員、ケアマネジャーからの総合相談、継続的支援を行います。
高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営 (福祉部高齢者福祉課)	9か所の高齢者総合相談センター3か所1区域とし、各区域に、高齢者虐待防止等の高齢者を取り巻く課題に関する関係機関によるネットワークを構築し運営していきます。
地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) (新宿区社会福祉協議会)	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるよう支援する制度です。本人との「契約」により、福祉サービスの利用援助を中心に、必要に応じて日常的金銭管理サービスや書類預かりサービスなど、担当の専門員・生活支援員等が支援します。

5 指 標

指 標 名	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成26年度)
【調 査】 新宿区成年後見センターの認知度 (一般高齢者調査)	24.3%	35%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。

高齢者虐待対応のネットワーク



* 高齢者虐待防止、孤独死防止、認知症高齢者対策その他の課題を検討する区のネットワーク

基本目標

5

支え合いのしくみづくりを すすめます

施策14 介護者への支援

施策15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり

施策16 災害時支援体制の整備

75歳以上の一人暮らし高齢者を、定期的に地域で見守る人が増えることは、住み慣れた地域で互いに支えあう地域社会の推進につながると考え指標としました。

指標名	現状(平成22年度)	目標(平成26年度)
ぬくもりだより配布に関わる地域の住民等の人数	734人	800人

施策 14 介護者への支援

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活し続けるため、介護保険制度の整備や地域社会での支えあいのしくみづくりに加え、在宅介護を支援するうえで、そのキーパーソンとなる家族介護者への支援策の充実を進めます。

1 現 状

① 介護者の抱える負担と支援策

- 介護者も高齢者である老老介護の増加、介護の長期化、介護のための離職など、介護保険制度の利用が定着してきた中においても、介護者に負担がかかっている現状があります。「高齢者の保健と福祉に関する調査」でも、介護していて感じたことは「精神的なストレスがたまり、悲観的な気持ちになることがある」との回答が46.2%ありました。
- 介護者に対して、家族介護者教室や交流会を実施するほか、介護者同士の自主グループ活動への支援を行っており、前計画期間において、家族介護者教室・交流会、家族介護者外出プラン参加人数は、平成23年度に年間600人を目標としていましたが、平成22年度実績では538人となっています。また、平成21年度から、認知症高齢者の家族への支援策として認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業や認知症介護者教室を開始しています。
- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の居宅サービス利用者調査では、介護保険サービスを利用して良かったこととして、「介護の負担が減って、身体的・精神的に楽になった」と回答した人は52.4%と、平成20年度に実施した調査結果の65.2%を下回り、平成23年度の目標である70%にも及びませんでした。なお、次いで多かったのは「相談相手ができた（49.9%）」という回答となっています。

② 区内企業におけるワーク・ライフ・バランス

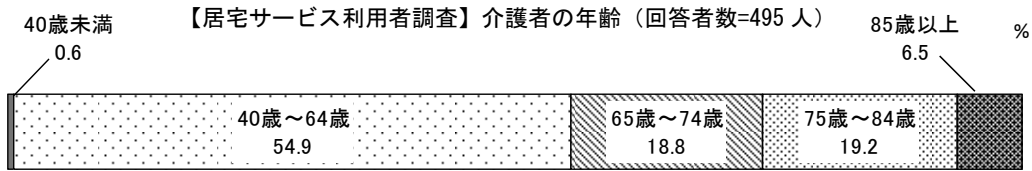
- 区では、仕事と子育て、介護の両立支援を推進するため、区内企業を対象にワーク・ライフ・バランス^{※19}推進企業認定制度などを実施しています。平成22年度に実施した「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業及び従業員の意識・実態調査」では、「法定を超える育児休業、介護休業制度」（事業所の導入割合は20.9%、従業員の利用意向は男性34.6%、女性50.0%）のように、従業員の利用意向が高い制度が、事業所において十分に導入されているとは限らないことがわかりました。

※19 仕事、子育て、介護、地域活動等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

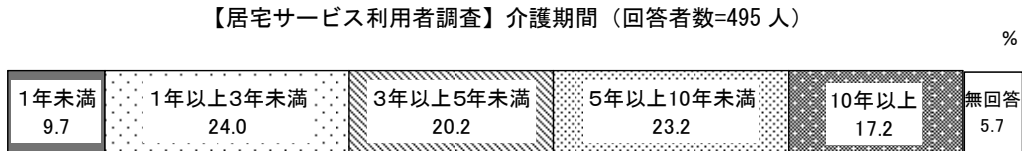
平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

介護者の 4 人に 1 人は 75 歳以上、約 4 割が 5 年以上介護

居宅サービス利用者の介護者の年齢は、「40歳～64歳」が5割以上ですが、「75歳以上」も25.7%です。【居宅サービス利用者調査】

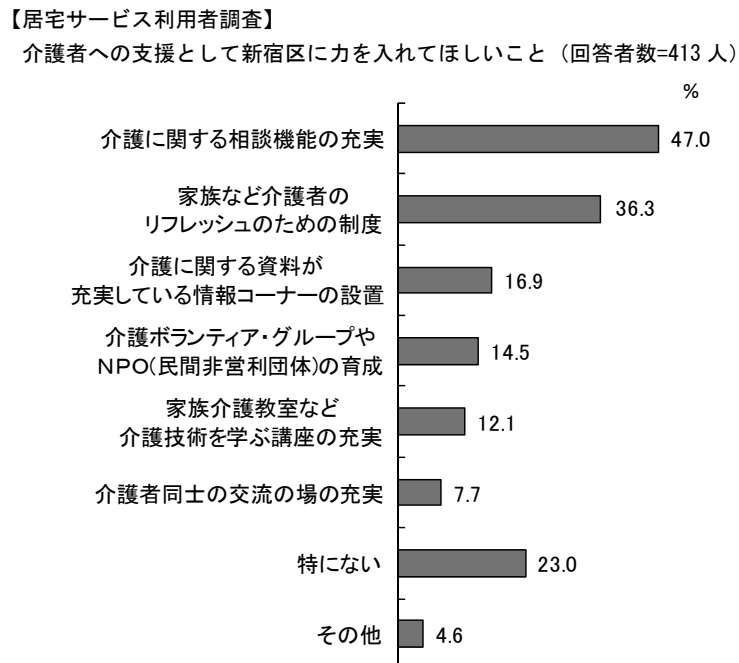


介護期間は、5年以上が約4割を占めています。3年以上では約6割に達します。【居宅サービス利用者調査】



相談機能の充実、リフレッシュのための制度を希望

介護者への支援として新宿区に力を入れてほしいことは、「介護に関する相談機能の充実（47.0%）」が最も多く、次いで「家族など介護者のリフレッシュのための制度（36.3%）」「介護に関する資料が充実している情報コーナーの設置（16.9%）」の順となっています。【居宅サービス利用者調査】



2 課題

- 在宅で長期に介護を続けている介護者にかかる負担は大きく、介護者の心身の負担の軽減や孤立防止のため、相談・支援体制の充実強化が必要です。
- 介護者同士の支えあい、情報交換の場として自主活動グループを位置づけ、各地域に自主グループを立ち上げていくことが課題です。そのために、新たな参加者や担い手を見出すとともに、活動への支援策を充実していく必要があります。
- 介護者支援に資する介護保険外サービスの効果を検証しながら、実施していく必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスの実施に向けた、企業への啓発等を引き続き進めていくとともに、仕事と介護の両立に向けた支援をこれまで以上に推進することが必要です。

3 今後の取組みの方向性

① 介護者同士の支えあいの促進

- 多くの介護者が介護負担軽減のための事業に参加できるよう支援体制を充実するとともに、自主的に活動する家族介護者会等への支援策を充実していきます。
- 9か所の高齢者総合相談センターを核として、自主グループ化など介護者同士の支えあいを促進します。

② NPOや関係機関等との連携による支援の充実

- 認知症高齢者の介護者のための支援として、ノウハウを持ったNPOとの協働や認知症サポーターの活用等、新たな介護者支援の整備を図ります。

③ 介護保険外サービスによる支援策の推進

- 「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」で、介護者への支援として相談機能の充実とリフレッシュのための制度の要望が挙げられています。介護保険外サービスの再構築の中で介護者支援のためのサービスも検討していきます。

④ ワーク・ライフ・バランスの充実

- 区内中小企業において、介護休業に関する制度を導入し定着していくことができるよう支援策を充実していきます。

4 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画(平成24～27年度)の計画事業

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 (子ども家庭部男女共同参画課)		
	23年度末見込	26年度 目標
仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを目指し、子育て支援・介護支援・地域活動支援等を推進している企業への「認定制度」の実施をはじめ、企業への支援、働きかけを関係部署と連携して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○推進企業認定数30社 ○コンサルタントの派遣年30回 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー3回 	各年度ごとに <ul style="list-style-type: none"> ○推進企業認定数10社 ○コンサルタントの派遣60回 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー3回

○その他の事業

事業名(担当課)	事業概要
家族介護者教室・交流会 (福祉部高齢者福祉課)	高齢者を介護している家族及び過去に介護の経験のある家族を対象に、講演会及び交流会を開催し、介護負担の軽減を図ります。また、介護者相互の交流を深めることにより、自主的に活動する家族介護者会等の活動へ結び付け、支援していきます。
家族介護者外出プラン (福祉部高齢者福祉課)	高齢者を介護している家族に、日常生活を離れての外出プランに参加してもらい、介護疲れ、精神的ストレスの解消を図ります。
高齢者緊急ショートステイ事業 (福祉部高齢者福祉課)	緊急でショートステイが必要な人に対し、有料老人ホーム等の居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。
介護者の休養 (福祉部介護保険課)	福祉施設等への短期入所(ショートステイ)や通所介護(デイサービス)を利用することにより、介護者の負担の軽減を図ります。
家族介護慰労金の支給 (福祉部介護保険課)	要介護4又は5で住民税非課税世帯の要介護被保険者を、1年間介護保険サービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して慰労金を支給します。
男性の育児・介護サポート 企業認定モデル事業 (子ども家庭部男女共同参画課)	区内中小企業者において、男性が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを支援します。

5 指 標

指 標 名	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成26年度)
家族介護者教室・交流会 参加人数(年間)	448人	510人

トピックス

地域安心カフェの展開 (施策15)



区では、大規模団地内で定期的に「地域安心カフェ」を展開しています。

地域安心カフェは、高齢者及びその介護者、その他の地域住民等が気軽に立ち寄ることができます。定期的に展開することにより、高齢者及び介護者の孤立を予防し、地域の同士の交流・支えあいの充実を図っています。

NPOとの協働事業をきっかけとして、平成21年度から行っており、現在は、1地域3所で実施していますが、26年度末には3地域5所で展開を予定しています。



コーヒーやお茶を楽しみながら談笑中。
男性陣にも多数参加いただいています



区民スタッフが温かくおもてなし

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、地域で支えあうことが大切です。

区では、地域での支えあいの輪が広がるよう働きかけを行っていきます。

1 現 状

① 地域における様々な安否確認・見守り活動

- 区が新宿区社会福祉協議会に委託実施しているふれあい訪問・地域見守り協力員事業では、希望する65歳以上の一人暮らし高齢者等に対して地域見守り協力員（地域のボランティア）による月2回程度の訪問活動を行っています。
- 平成23年度の地域見守り協力員の目標を400人、地域見守り対象者数の目標を680人としていましたが、平成22年度の実績はそれぞれ369人、694人であり、地域見守り対象者数では目標を上回っています。
- 高齢者の孤独死防止を目的として、平成19年度から75歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、月2回情報紙「ぬくもりだより」をボランティア等の協力により訪問配布を行い、安否確認・見守り活動を行っています。
- 平成21年度から、NPOとの協働事業をきっかけとして、大規模団地内での定期的な地域安心カフェに取り組み、地域の方同士の交流・支えあいの場づくりを進めています。
- 平成22年度からは新たな高齢者見守り対策として、民生委員が3年に1回行う75歳以上高齢者の安否確認や区内の事業者との連携による見守りを行い、重層的に高齢者の見守りを行っています。
- 見守り活動からの相談や実態把握の相談窓口としては、地域の実態把握、総合相談機能を担っている高齢者総合相談センターを位置づけています。また見守りを行うボランティア等との懇談会を定期的実施しています。

② 地域における支えあい活動のコーディネートや人材の広がり

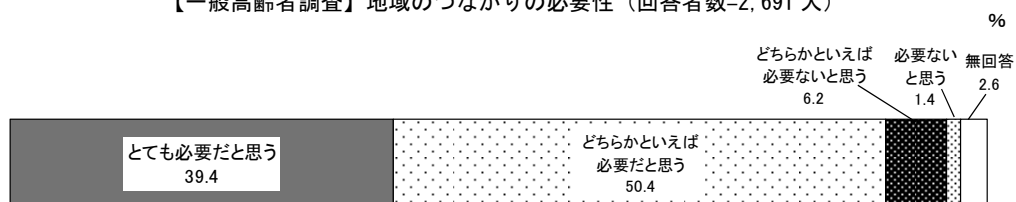
- 新宿区社会福祉協議会は、柔軟で幅広い地域での見守り・支えあいの活動などをコーディネートし、地域において大きな役割を果たしています。また、町会・自治会など様々な団体や個人によるボランティア活動など、多様な地域活動への支援も行っています。
- 介護支援ボランティア・ポイント事業における登録ボランティアの人数は平成23年度に200人を目標としていましたが、平成22年度の実績は231人で、目標を上回っています。また、「ボランティア活動等にいそがしを感じている人の割合」については平成23年度に10%を目標としていましたが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査結果によると、9.9%という結果でした。

平成 22 年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

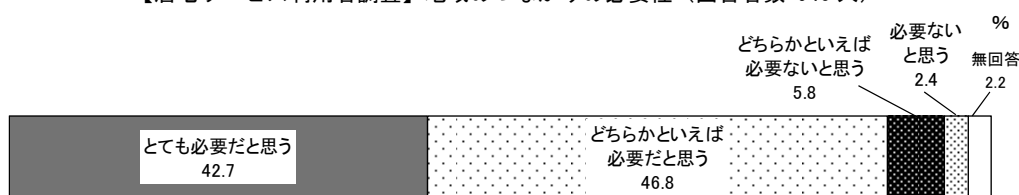
地域のつながりについて 9 割が必要と回答

「日々の暮らしの中で、地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）は必要だと思いますか？」という問いに対して、一般高齢者では「とても必要だと思う（39.4%）」と「どちらかといえば必要だと思う（50.4%）」を合わせて89.8%、居宅サービス利用者では、「とても必要だと思う（42.7%）」と「どちらかといえば必要だと思う（46.8%）」を合わせて89.5%と、いずれも約9割が「必要だと思う」と回答しています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】地域のつながりの必要性（回答者数=2,691人）



【居宅サービス利用者調査】地域のつながりの必要性（回答者数=946人）



在宅生活の継続に「近所の人などの見守りや声かけが必要」が約 2～3 割

「介護が必要になっても、在宅で暮らし続けるためには、何が必要だと思いますか」との問いに対して、一般高齢者では「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（22.3%）」「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（22.6%）」との回答がそれぞれ約2割となっています。また居宅サービス利用者でも、「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（27.9%）」「近所の人や民生委員などによる、定期的な訪問や声かけがある（18.8%）」との回答が約2～3割となっています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

2 課 題

- 高齢者やその家族が地域で安心して生活できるように、孤独死防止、高齢者虐待の早期発見や認知症高齢者への支援等、高齢者とその家族に関する問題を地域住民が共有化する取組みを継続していくことが必要です。
- 一人暮らし高齢者が増加してきている現状から、見守り活動や定期的な訪問活動などを充実していく必要があります。その際に、高齢者の見守り活動を受け入れない高齢者への対応やオートロック式のマンションやセキュリティー機能があるマンションに住む高齢者の安否確認の方法についても検討していく必要があります。また、安否確認の方法については、災害時を想定した検討も必要です。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りや安否確認については、地域の様々な見守り活動による気づきを高齢者総合相談センターにつなげることにより、より適切な支援に結びつけていくことが必要です。
- 見守りや支えあい活動の充実のためには、ボランティアによる活動を支援していくことが必要ですが、地域で高齢者を見守る担い手も高齢化しており、より広範な世代によるボランティアへの参加が必要となっています。

3 今後の取組みの方向性

① 地域包括ケアシステムを活用した見守り体制の強化

- 地域の高齢者総合相談センターによる地域包括ケアシステムと医療・介護の連携を図り、地域の実態に即したしくみを構築します。
- 今後ますます増加すると予想される一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、孤立することなく、いざというときにも地域で安心して生活できるように、高齢者総合相談センターが中心となって地域の様々な社会資源の掘り起こし・ネットワークづくりを積極的に行い、高齢者及び家族を支援する関係者の「顔が見える」見守り体制を推進します。
- 区及び高齢者総合相談センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、見守り、支えあいのしくみの輪を新宿区社会福祉協議会と連携し、地域の様々な団体、個人へ輪が広がるような働きかけを行っていきます。

② 日常的な見守り活動の継続実施

- 地域で日常的に見守り活動をしている関係者による定期的な情報交換を継続的に行うとともに、各種見守りサービスや地域活動の連携を図ります。
- ボランティアによる会食方式の食事サービス等、地域での自主活動を通じた見守りを拡充するとともに、見守りにつながる様々なサービスの一層の周知・活用を図ります。

③ 若年層を含む広範な世代のボランティア活動参加への促進

- 高齢者を支えるボランティア活動等の地域活動に多くの人に参加するための、活動情報の提供や紹介を行うとともに、積極的・安定的に続けられるよう支援する体制を整備していきます。また、高齢者自身が介護支援のボランティア活動を行うしくみを構築し、介護予防やいきがづくりを推進していきます。
- ボランティア活動に関する情報提供を行い、若年層も含め広範な世代による地域の見守りを進めます。

4 施策を支える事業

○新宿区第二次実行計画(平成24～27年度)の計画事業

地域安心カフェの展開(福祉部高齢者福祉課)		
	23年度末見込	26年度 目標
高齢化率の高い都営住宅等に、高齢者及びその介護者、その他の地域住民等が気軽に立ち寄り交流や相談ができる場を設け支援します。高齢者及び介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支えあいの充実を図ります。	1地域3所	3地域5所

○その他の事業

事業名(担当課)	事業概要
民生委員による相談活動 (福祉部地域福祉課)	地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行います。
ふれあい訪問・地域見守り協力員事業 (福祉部高齢者福祉課) (新宿区社会福祉協議会)	<p>①ふれあい訪問 地域との交流が少ない一人暮らし高齢者等に対して、専門の相談員が訪問を行い、安否確認と日常生活に関する相談に応じ、見守り協力員事業をはじめとした各種福祉施策につなぐことで、自立した生活を支援します。</p> <p>②地域見守り協力員 一人暮らし高齢者等に対して、安否の確認等のために、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行い、ぬくもりだよりを配布するほか、身近な地域での支えあいのしくみが推進されるよう社会福祉協議会がボランティア活動の支援と調整を行います。</p>

○その他の事業

事業名(担当課)	事業概要
ちょこっと困りごと援助サービス (福祉部高齢者福祉課) (新宿区社会福祉協議会)	一人暮らし高齢者等に対して、困りごとの解決に協力できるボランティアを紹介し、日常生活でのちょっとした困りごとを援助して、地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。あわせてボランティアによる地域の支えあい活動のしくみを生かすことで、地域との新たなつながりを生み出し、地域支えあいのコミュニティの形成を図ります。
高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進 (福祉部高齢者福祉課)	75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、高齢者向け情報紙(ぬくもりだより)を毎月2回訪問配布します。既存のサービスでは目の届かなかった高齢者の安否確認及び見守りにより、高齢者の孤独死防止を図ります。
暮らしのサポート事業 (新宿区社会福祉協議会)	日常生活で支援を必要とする人が、地域で安心して、より心豊かに暮らせるように、地域の人同士の支えあい活動による「地域で支えるしくみづくり」をすすめます。 社会福祉協議会が支援を必要とする人の個別のニーズに合わせ、実際に協力できる人をコーディネートし、地域の支えあいの関係づくりを支援していきます。また、高齢者総合相談センターや他の社会資源等と連携し、地域での住民相互の支えあいのネットワークづくりを推進していきます。
地域ささえあい活動助成金事業 (新宿区社会福祉協議会)	区民が主体的に参加し地域で共有する問題の解決に向けて取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。区内で実施している活動、これから立ち上げようとしている活動、又はボランティア活動団体等を対象とします。
(再掲)介護支援ボランティア・ポイント事業 (福祉部高齢者福祉課) (新宿区社会福祉協議会)	18歳以上の区民が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に換金できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者のいきがづくり及び高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。
(再掲)ふれあい・いきいきサロン (新宿区社会福祉協議会)	地域住民の誰もが気軽に参加でき、高齢者の閉じこもり・引きこもりの予防や地域交流・異世代交流などにもつながるサロンの普及と参加を促します。

5 指 標

指 標 名	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成26年度)
75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、ぬくもりだよりを配布している人の割合	74.5%	80%

トピックス

ぬくもりだよりの配布

平成19年9月から、75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に毎月2回配布している「ぬくもりだより」は、平成23年10月15日号で100号を迎えました。

毎回、高齢者向けの情報をひとつずつ分かりやすく掲載し、地域の情報が高齢者に行き届くようになりました。「毎号楽しみにしています」という声が届いています。

配布は区民や地域のボランティアの方が安否確認・見守り活動として行っており、高齢者の孤独死防止を図っています。配布員との関係が深まることを通じて、一人暮らしの高齢者に安心もお届けしています。



「ぬくもりだより」第100号
職員の手作りです

施策 16 災害時支援体制の整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりをさらに進めていきます。

特に、ひとり暮らしや要介護状態にあるなど、災害時に一人では避難できない高齢者の安全確保に向けた対策として、災害時要援護者名簿への登録拡大、安否確認や見守り、地域での連絡体制や誘導体制、避難ルートの確保などに取り組んでいきます。

1 現 状

① 災害時要援護者名簿の整備

- 災害時要援護者名簿の登録者数は、平成22年12月1日現在1,595名でしたが、東日本大震災後に名簿登録申請者が増加しており、平成23年12月1日現在、2,038人と443人の新規登録がありました。このことから災害時の避難体制について、区民の関心が高まっていることがうかがわれます。

② 災害時要援護者支援プラン骨子の策定

- 平成18年3月に国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示したことを受け、災害時要援護者名簿の整備や安否確認の方法などの検討を重ね、平成23年3月に「新宿区災害時要援護者支援プラン骨子」を策定しました。その中で、以下の5項目を課題としてあげています。

- 1 災害時要援護者名簿登録者の拡大
- 2 安否確認・避難誘導方法
- 3 避難所での対応・支援
- 4 二次避難所（福祉避難所）での対応
- 5 地域連携・協働体制のしくみづくり

これらの課題のうち、「災害時要援護者名簿登録者の拡大」については、広報や高齢者向け情報紙への掲載回数の増加や、民生委員の訪問時の声掛け、地域の会合やイベントでの周知など、様々な機会を捉え、積極的な拡大に努めています。

また、「安否確認・避難誘導方法」については、地域や施設事業者による安否確認や避難誘導等の体制づくりを行うとともに、二次避難所（福祉避難所）のあり方についても見直しを図っています。

さらに、「地域連携・協働体制のしくみづくり」の具体的取組みとして、防災区民組織や民生・児童委員、関係行政機関で構成する「新宿区災害時要援護者対策関係機関連絡会」を平成23年7月に設置しました。

- 「二次避難所（福祉避難所）での対応」については、平成21年度から3年計画でポータ

ブルトイレや簡易ベッドなどの備蓄を進めてきましたが、平成23年度にはさらに水や食糧などの備蓄物資を整備します。

また、平成23年11月には介護施設（かしわ苑）での要介護者（高齢者）の受け入れに関するモデル事業を実施しました。今後は、このモデル事業の検証結果を基に在宅で生活している要介護者の避難所のあり方について検討していきます。

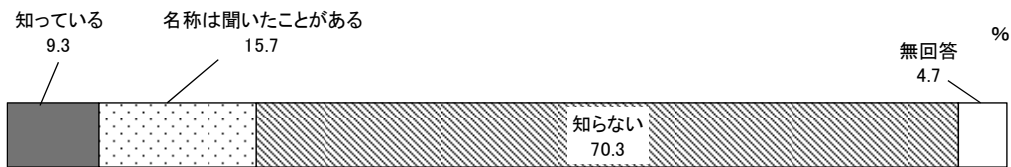
- 「新宿区災害時要介護者支援プラン骨子」における5項目の課題については、具体的な検討を加え、災害時要介護者支援プランとして策定します。

平成22年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果に見る新宿区の現況

災害時要介護者名簿の認知度は1割弱

災害時要介護者名簿の認知度について、「知っている（9.3%）」と回答した人は、65歳以上の一般高齢者では約1割でした。【一般高齢者調査】

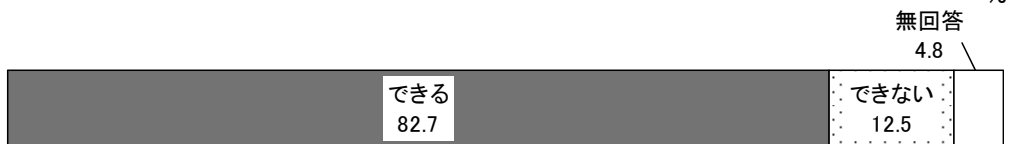
【一般高齢者調査】災害時要介護者名簿の認知度（回答者数=2,691人）



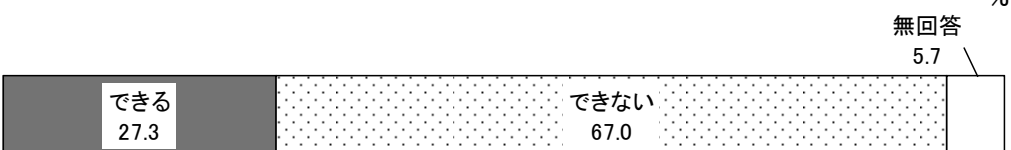
一人で避難できるのは一般高齢者の約8割、居宅サービス利用者の約3割

「災害時や火災など緊急時に、ひとりで避難できると思いますか」との問いに対して、一般高齢者では「できる」と回答した人は82.7%、「できない」と回答した人は12.5%となっています。一方、居宅サービス利用者では、「できる」と回答した人は27.3%、「できない」と回答した人は67.0%となっています。【一般高齢者調査、居宅サービス利用者調査】

【一般高齢者調査】災害時にひとりで避難できるか（回答者数=2,691人）



【居宅サービス利用者調査】災害時にひとりで避難できるか（回答者数=946人）



2 課 題

- 災害時要援護者名簿は、防災区民組織や民生委員、警察、消防などに配付されるため、個人情報保護の観点から本人の申し出（申請方式）によって登録しています。このため、本来登録すべき対象者に対する周知・登録勧奨を強化し、更なる災害時要援護者名簿登録者の拡大を図る必要があります。また、名簿の情報共有や管理方法について具体的に定めていく必要があります。
- 災害時における要援護者の安否確認や避難誘導の具体的な方法について、地域や民間事業者などと連携して検討し、日頃から訓練などに取り組む必要があります。
- 二次避難所（福祉避難所）における具体的な対応と支援体制の整備が課題となっています。

3 今後の取組みの方向性

① 災害時要援護者名簿登録の拡大と名簿の活用

- 災害時要援護者に該当しているにもかかわらず、名簿未登録となっている方に対して定期的に周知・登録勧奨を行い、更なる災害時要援護者名簿登録者の拡大を図っていきます。
- 発災時における安否確認を確実に行っていくため、名簿の情報共有や管理方法を検討します。

② 安否確認及び災害時避難体制の充実・強化

- 災害時に備え、関係機関などと情報を共有し、連携することにより安否確認・避難支援体制の充実を図ります。
- 地域での支えあいや安否確認等について、地域ごとに意見交換を行うなどして、地域・各施設等による安否確認及び避難誘導の体制づくりを行います。
- 総合ボランティアセンターとの連携を含めた安否確認及び避難情報の照合方法・体制整備を推進します。
- 新宿区災害時要援護者対策関係機関連絡会の運営により、災害時の連携・協働の体制をより強化していきます。

③ 二次避難所（福祉避難所）の支援体制の整備

- 福祉避難所としての施設の位置づけや運営について検討するとともに、相談支援体制の整備及び避難所運営に必要な備蓄物資等の充実・確保を進めていきます。

4 施策を支える事業

事業名(担当課)	事業概要
災害時要援護者対策の推進 (区長室危機管理課)	(災害時要援護者支援プラン) 災害時要援護者の支援体制整備計画を策定し、福祉避難所の整備を推進します。災害発生時には要援護者の避難に対し、区及び関係機関がこれを支援、援助する体制を整備し、もって要援護者の生命及び身体を災害から保護します。 (家具転倒防止器具の設置) 地震により被害を受ける要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。災害時要援護者名簿の新規登録者のうち希望者全員に、家具転倒防止器具を3点まで無料で設置し、安全確保を図っています。
災害時要援護者名簿の活用 (福祉部地域福祉課) (区長室危機管理課)	災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々をあらかじめ「災害時要援護者名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が状況を把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。

5 指 標

指 標 名	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成26年度)
災害時要援護者名簿の 新規登録者数	1,595人 (平成22年12月1日現在)	600人増 (200人増/年度)
【調 査】 災害時要援護者名簿の 認知度 (一般高齢者調査)	9.3%	15%

注) 【調査】とあるのは、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査項目を表します。